○○第〇〇〇号

添付資料①－１

**情報提供依頼書**

令和○年○月○日

（一般送配電事業者名）　御中

〇〇市（区長村）長　〇〇　〇〇

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて（依頼）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第10条第３項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。

記

１．提供を依頼する対象

（１）電気の供給先となる空家等の所在地（住居表示）

○○県〇〇市〇〇町✕－✕✕－✕✕

　（２）当該空家等への電気供給に関する情報

　　　　電気メーター番号：○○○○　供給地点特定番号：○○○○　電柱番号：○○○○

２．提供を依頼する情報

　　１．（１）に所在する空家等への接続供給契約に係る以下の情報

　（１）依頼日時点において接続供給契約が継続している場合

①電気小売事業者等の名称　　　　　　 ②契約開始年月日　　　 ③供給地点特定番号※

　（２）依頼日時点において接続供給契約が廃止されている場合

　　　①直近の契約の電気小売事業者等の名称 ②直近の契約廃止年月日 ③供給地点特定番号※

３．提供を依頼するにあたっての根拠法令等

別紙参照

４．別添資料

　　電気の供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図

５．問い合わせ先

〇〇市役所　都市政策部　住宅・公共建築課　住宅政策担当（XXXX）

住所 〇〇市〇〇町X-X-X　　電話 XXX-XXX-XXXX

【情報提供の依頼に係る留意事項】

・本情報提供の依頼は法第10条第３項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」（個人情報保護法第27条第１項）に該当します。

・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第３項に定めるとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各市区町

村内部の情報（文書）管理ルールその他関係法令に則り、適正に管理いたします。

※：１．（２）のいずれも判明していない場合のみ。

以上

注：各市区町村において、適宜下線部を記入して活用すること

**根拠法令等**

添付資料①－１別紙

**○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抄）**

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条　（略）

２　（略）

３　前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

**○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）**

（第三者提供の制限）

第27条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

１　法令に基づく場合

２～７　（略）

**○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」 に関するＱ＆Ａ（抄）**

Ｑ１－63

個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第197条第２項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。

Ａ１－63

次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。

～略～

〇空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第３項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合

～略～

**○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）**

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第23条　一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第２条第５項又は第２条の７第１項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第２条第１項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

**○電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第77号）（抄）**

（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報）

第33条の６の２　法第23条第１項第１号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第３項の規定に基づき市町村長から一般送配電事業者に対して提供を求められた情報又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第11条の規定に基づき特定事業者が取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるための情報であって、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがなく、かつ必要最小限のもの

○○ 第〇〇〇号

**情報提供依頼書**

添付資料①－２

令和○年○月○日

（一般ガス導管事業者名）　御中

〇〇市（区長村）長　〇〇　〇〇

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めについて（依頼）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第10条第３項の規定に基づき、法の施行のために必要があるため、下記のとおり、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を依頼します。

記

１．提供を依頼する対象

（１）ガスの供給先となる空家等の所在地（住居表示）

○○県〇〇市〇〇町✕－✕✕－✕✕

　（２）当該空家等へのガス供給に関する情報（依頼日時点で判明しているもの）

　　　　ガスメーター社番※１：○○○○　供給地点特定番号：○○○○

２．提供を依頼する情報

　　１．（１）に所在する空家等へのガス供給契約に係る以下の情報

　（１）依頼日時点において供給契約が継続している場合

①ガス小売事業者等の名称※２ ②託送供給契約開始予定日又は開栓作業年月日※１ ③供給地点特定番号※３

（２）依頼日時点において閉栓されている場合

　　　①直近の契約のガス小売事業者等の名称※２ ②直近の契約の閉栓作業年月日※１ ③供給地点特定番号※３

３．提供を依頼するにあたっての根拠法令等

別紙参照

４．別添資料

　　ガスの供給先となる空家等の所在地が分かる住宅地図

５．回答期限

　　○年○○月○○日

６．問い合わせ先

〇〇市役所　都市政策部　住宅・公共建築課　住宅政策担当（XXXX）

住所 〇〇市〇〇町X-X-X　　電話 XXX-XXX-XXXX

【情報提供の依頼に係る留意事項】

・本情報提供の依頼は法第10条第３項に基づくものであり、個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供を例外的に認める「法令に基づく場合」（個人情報保護法第27条第１項）に該当します。

・提供を受けた情報について、市区町村は同法第10条第３項に定めるとおり、法の施行のために必要な範囲内でのみ利用し、かつ、各市区町村内部の情報（文書）管理ルールその他関係法令に則り、適正に管理いたします。

※１：「ガススイッチング業務等に関する標準的な手続きマニュアル（電力・ガス取引監視等委員会）」に基づく用語

※２：卸元ガス小売（ワンタッチ卸）事業者が存在している場合、可能であれば最終ガス小売事業者等の名称

※３：１．（２）のいずれも判明していない場合のみ。

以上

注：各市区町村において、適宜下線部を記入して活用すること

**根拠法令等**

添付資料①－２別紙

**○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抄）**

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第10条　（略）

２　（略）

３　前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

**○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）**

（第三者提供の制限）

第27条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

１　法令に基づく場合

２～７　（略）

**○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」 に関するＱ＆Ａ（抄）**

Ｑ１－63

個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第197条第２項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。

Ａ１－63

次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方公共団体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。

～略～

〇空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第３項に基づき、市町村長からの求めに応じて、電気、ガス等の供給事業者等が、市町村長に対して空家等の所有者等に関する情報を提供する場合

～略～